

PRESS RELEASE

資料2-4

2009年7月8日

日本郵政株式会社

平成 21 事業年度事業計画の変更

日本郵政株式会社は、「平成 21 事業年度事業計画」について、宿泊施設の運営に関する変更等が 生じたため、平成 21 年 6 月 24 日 (水) に総務大臣に変更の認可申請を行い、本日、総務大臣より、条件を付されて認可を受けましたので、お知らせいたします。

変更後の事業計画は別添(認可の条件は別紙)のとおりです。

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】 日本郵政株式会社コーポレート・コミュニケーション部

(報道担当)

電話:(直通)03-3504-4162

(FAX) 03-3504-0265

【報道関係以外の方のお問い合わせ先】 日本郵政株式会社経営企画部

電話:(直通) 03-3504-9843

平成21事業年度

自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

第 5 期

事 業 計 画

日本郵政株式会社

当社は、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社(以下「事業子会社」という。)の経営の基本方針の実施の確保を行うなど株主としての権利の行使を行うとともに、グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1ヶ所に集約したほうが効率的な実施が見込まれる間接業務を事業子会社等から受託して実施することにより事業子会社等の業務を支援するほか、病院及び宿泊施設の運営等を行うことにより、これまで公の機関として培った安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮し、お客様の期待に応えお客様の満足を高めお客様とともに成長することができるよう、また、経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献できるよう努める。

当社及びグループ各社の目下の課題は、内部統制の強化である。当社及びグループ各社の業務の適正かつ効率的な遂行のため、内部統制の整備及びその運用状況の把握などの取組を推進する。

そのため、平成 21 事業年度においても、グループ全体のコンプライアンスの水準の向上を経営の最重点課題として、平成 21 事業年度のグループ各社のコンプライアンス・プログラムの策定及び推進の状況並びに各社の内部監査態勢・監査状況を的確に把握し、グループ各社に必要となる支援・指導を行う。

また、郵便のユニバーサルサービスの維持をはじめとした公共性の確保、お客様満足(CS)の向上に取り組むとともに、当社及びグループ各社の社会的責任を踏まえたCSR活動にグループ各社とともに取り組む。

特に、環境保全活動については、植樹活動や環境教育などに積極的に取り組む「JPの森」づくりやCO。の削減などの地球温暖化対策を実施する。

また、障害者雇用の推進、災害時の支援などに取り組む。

以上の考え方を踏まえ、次の事項に重点をおいて事業経営を行うこととし、その遂 行に当たっては経営環境の変化に即応しつつ弾力的に行う。

1 事業子会社の経営の基本方針の実施の確保等

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社に対しては、郵便のユニバーサルサービス及 び郵便局ネットワークの維持等に向け、また、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に対し ては、市場環境の推移等を見極めつつ、遅くとも民営化後4年目(平成23事業年度)、 可能であれば民営化後3年目(平成22事業年度)の上場、及び郵便局等を活用した 安定的なサービス提供の確保に向け、事業子会社の経営の基本方針の実施の確保等を 行う。

具体的には、事業子会社に対し、経営の重要事項に関してグループ基本方針の遵守 を求め、グループ全体に重大な影響を与える事項や経営の透明性確保に必要な事項に ついては当社の個別の承認または報告を求めること等により、グループ経営管理を行う。

また、社会・地域貢献基金の積立て及び運用を行う。

2 事業子会社の業務支援

グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1ヶ所に集約したほうが効率 的な実施が見込まれる間接業務を事業子会社等から受託して実施することにより、事 業子会社等の業務を支援するとともにグループの経営効率の向上を図る。具体的には、 以下の間接業務を事業子会社等から受託して実施する。

(1) 電気通信役務及び情報処理サービスの提供

当社が保有する電気通信設備を用いた事業子会社及び「郵便窓口業務の委託等に 関する法律」(昭和24年法律第213号)第4条の規定により郵便局株式会社が同法 第3条第1項に規定する委託業務の範囲内で業務を再委託した者への電気通信役務 の提供及び情報処理システムを用いた情報処理サービスの提供を行う。

(2) 人事及び経理に関する業務

事業子会社の役職員の給与、各種手当の計算等並びに収入事務(請求書の作成・ 発送依頼、口座振替依頼、債権データの消込)及び支出事務(払出証書の作成・発 送依頼、口座振替依頼、支払案内の作成・発送依頼、債務データの消込)を行う。

(3) 福利厚生に関する業務

事業子会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の役職員等に対し、 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定等に基づく健康管理業務及びレク リエーション施設提供業務を行う。

(4) 不動産の管理等に関する業務

事業子会社等が現に所有又は賃貸するか、若しくは将来所有又は賃貸することとなる土地、建物等不動産及び当該不動産に附属する設備等に関し、管理、整備計画、運営維持、設計・工事監理又は売買・賃貸借等の業務の支援等を行う。

(5) 人材派遣・紹介の業務

人材派遣・紹介業務を行う子会社を通じて、事業子会社に勤務する非常勤職員の 募集・採用を行い事業子会社へ紹介する業務及びグループの退職者を中心としてグ ループ各社等へ人材派遣を行う業務を行う。また、グループ各社の人事関連業務の 受託等を行う。

3 病院の運営

逓信病院を企業立病院として運営し、各病院の経営改善に取り組む。外部専門家に

よる指導の下、経営改善の進捗状況を管理し、地域医療連携や救急医療の強化等により増収対策に取り組むとともに、委託契約見直しによる経費節減を行う。医療サービスの一層の向上、患者満足度の向上、経営の効率化、内部統制の徹底等を推進する。

4 宿泊施設の譲渡等

旧郵便貯金周知宣伝施設(11ヶ所)及び旧簡易保険加入者福祉施設(71ヶ所)は 日本郵政株式会社法附則第2条第1項の規定により、平成24年9月30日まで(民営 化後5年以内)にすべて譲渡または廃止することとされている。

旧簡易保険加入者福祉施設については、平成 23 事業年度での黒字化を目指し、稼働率の維持、宿泊単価の見直しなどにより増収を図り、人件費の削減、委託契約の見直しなどを行う。

また、旧郵便貯金周知宣伝施設及び「ゆうぽうと」については、資産価値の向上を図るため、平成20年10月以降、他の事業者に賃貸中であるが、コスト削減等により、収支の改善を図る。

なお、将来の当該施設を含む不動産処分等に関しては、新たに定めた不動産売却等 のルールに則り、適切に行う。

別 添 資金計画書

収支予算書

■資金計画書

平成21事業年度の資金計画書は下記のとおりである。

単位:億円

科 目 .	金額
収入の部	
前期繰越金	139
配当収入	845
貯金旧勘定交付金	730
経営管理料	176
間接業務手数料	937
宿泊事業収入	401
医事収入	241
その他収入	167
借入金	• ,
<u></u>	3, 636
支出の部	
人件費	1, 413
物件費	1, 026
租税公課	53
投資的支出	303
有価証券	105
・その他支出	2
次期繰越金	734
合 計	3, 636

⁽注1) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

⁽注2) 「一」は計数が存在しないことを意味する。

■収支予算書

平成21事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

		<u> 単位:億円</u>
科 目	金	額
経常損益の部		
(営業損益の部)		
1. 営業収益		3, 257
受取配当金	<u> </u>	845
貯金旧勘定交付金		730
経営管理料		165
間接業務手数料	,	894
宿泊事業収入		382
医事収入		241
2. 営業費用		1,950
人件費		637
物件費		970
減価償却費		290
租税公課		54
営業利益		1, 307
(営業外損益の部)		
営業外損益		23
社会・地域貢献基金運用収益		1
経常利益		1, 331
特別損益の部		
1. 特別利益		
2. 特別損失		_
税引前当期純利益		1, 331
法人税、住民税及び事業税		△ 118
法人税等調整額		56
当期純利益		1, 393

⁽注1) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。 (注2) 「一」は計数が存在しないことを意味する。

旧郵便貯金周知宣伝施設及び旧簡易保険加入者福祉施設に係る運 営又は管理の状況について、当分の間、四半期ごとに報告すること。